
鯖江広域衛生施設組合
新ごみ焼却施設等整備・運営事業

落札者決定基準書

令和3年10月

鯖江広域衛生施設組合

第1章 最優秀提案者選定の手順	1
1 落札者決定基準の位置づけ	1
2 選定の手順	1
第2章 参加資格確認	4
第3章 提案審査	4
1 提案書の事前審査	4
2 非価格要素の定量化審査	4
3 開札及び入札価格の確認	6
4 入札価格の定量化審査	6
5 総合評価点の算定方法	6
第4章 非価格要素の定量化審査における審査項目	7

第1章 最優秀提案者選定の手順

1 落札者決定基準の位置づけ

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び汚泥処理施設の設計・施工及び運営に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、実施候補者の選定にあたっては、入札価格のほか、設計・施工、運営・維持管理等の提案内容、鯖江広域衛生施設組合（以下、「本組合」という。）の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する総合評価一般競争入札を採用する。

「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 落札者決定基準書」（以下、「本落札者決定基準書」という。）は、本組合が本事業を実施する事業者の募集・選定を行うにあたって、入札に参加しようとする者を対象に交付する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 入札説明書」（以下、「入札説明書」という。）と一体のものである。

本落札者決定基準書は、総合評価一般競争入札により実施候補者を選定するにあたって、「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書を客観的に審査する基準及び方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 選定の手順

本事業における実施候補者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、図1に示す手順で実施する。

(1) 参加資格確認

本組合は、入札参加希望者が提出した参加資格確認申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者が備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 提案審査

ア 提案書の事前審査

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）は、提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料）に記載された内容が、本落札者決定基準書に示す事前審査項目を満たしていることを確認する。事前審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 非価格要素の定量化審査

委員会は提案書に記載された内容について、本落札者決定基準書に示す審査基準及び得点化方法に従って審査する。

なお、審査項目 No. 16「地元貢献金額」については、得点の算定に入札価格が必要となるため、審査項目 No. 16「地元貢献金額」のみ、開札後に審査を行う。

ウ 入札価格の確認

本組合は、入札書に記載された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

なお、本事業の入札においては、最低制限価格及び低入札調査基準価格は設定していない。

エ 入札価格の定量化審査

委員会は入札価格について、本落札者決定基準書に示す得点化方法に従って審査する。
なお、本事業においては、定量化限度額を設定している。

オ 総合評価点の算定

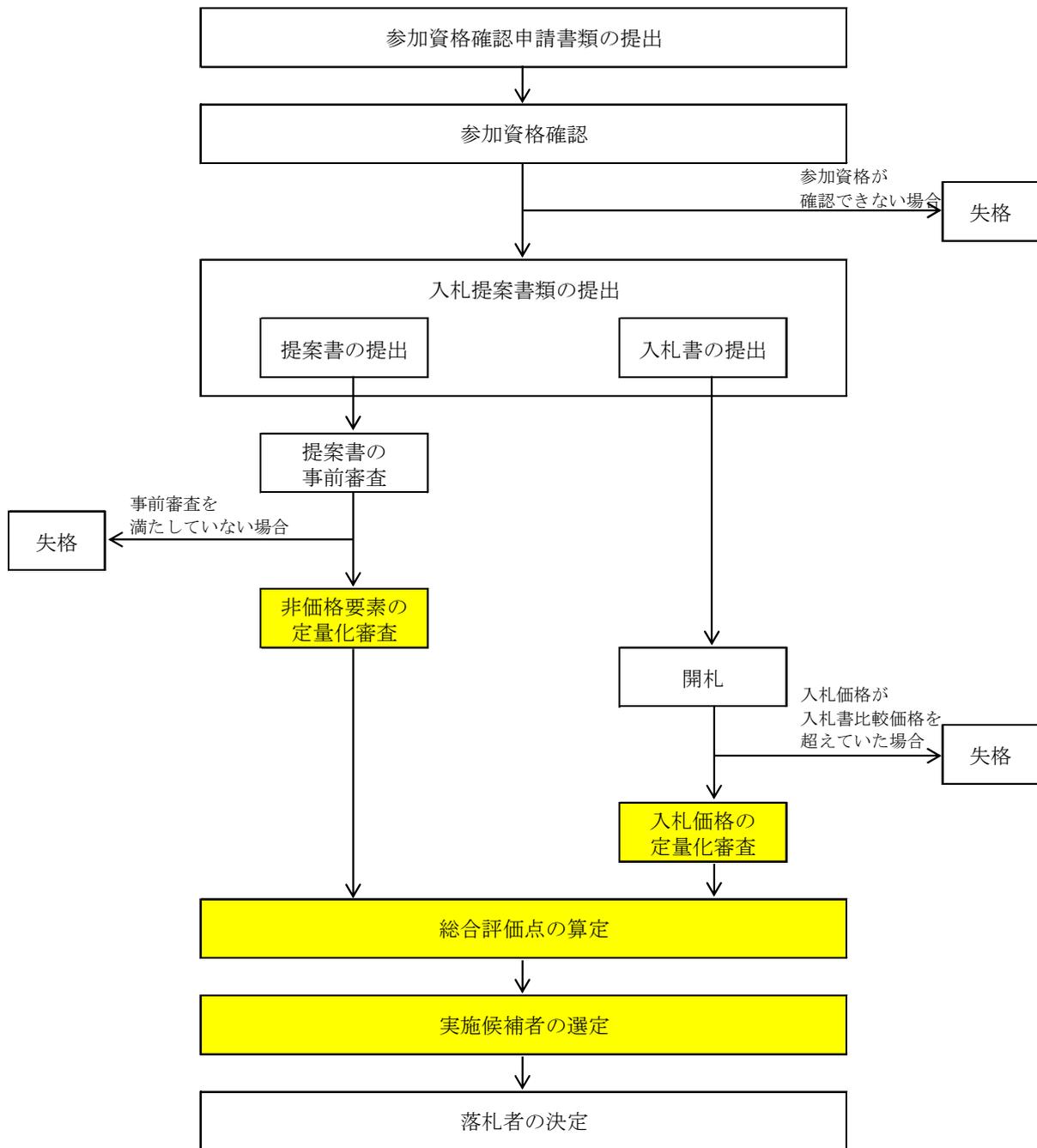
委員会は、提案書の非価格要素の定量化審査における得点及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価点を算定する。

カ 実施候補者の選定

委員会は、総合評価点が最も高い提案を行った入札参加者を実施候補者として選定する。
ただし、実施候補者が2以上ある場合は、当該実施候補者によるくじ引きにより実施候補者を選定する。

キ 落札者の決定

本組合は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。



- ※1 提案書の事前審査において失格となった者の提出した入札書は、開札しない。
- ※2 委員会の事務は図中の黄色に色塗りの部分
- ※3 非価格要素の定量化審査のうち、審査項目No. 16「地元貢献金額」については得点の算定に入札価格を用いるため、審査項目No. 16「地元貢献金額」のみ開札後に審査を行う。

図1 落札者決定の手順

第2章 参加資格確認

参加資格確認申請書により、入札参加者が参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。

詳細については、入札説明書「第3章 入札参加に関する条件等」を参照のこと。

第3章 提案審査

1 提案書の事前審査

(1) 提案書の確認

提出された提案書がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の事前審査

提案書に記載された内容が、次の事前審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。

イ 入札説明書及び「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 様式集」に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 非価格要素の定量化審査

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 審査項目と配点

非価格要素の定量化審査における審査項目と配点については、事業期間にわたって施設を「安全・安定な施設」、「周辺環境に配慮した施設」、「経済的・効率的な施設」、「エネルギーを有効利用する施設」、「災害に強い施設」とするための施設整備及び運営を行うことの必要性・重要性を勘案し、本組合が本事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。

また、本組合としては、事業者に対して、新ごみ焼却施設等の設計・施工期間及び運営期間を通じて社会貢献・地域貢献を行うことを求めていることから、その点についても考慮した。

したがって、審査項目は、本組合が本事業を実施する事業者に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、本落札者決定基準書「第4章 非価格要素の定量化審査における審査項目」を参照のこと。

表1 審査項目と配点

審査項目		配点
大項目	小項目	
非価格要素に関する事項		
(1) 安全・安定な施設		
	ごみ量、ごみ質の変動への対応及び安定した無駄のない操炉計画	5点
	事故発生防止対策及び事故発生時の対応、受け入れできない廃棄物混入防止対策	5点
	適切な組織体制及び人員配置計画、教育計画	4点
	リスク管理及びセルフモニタリングへの取り組み、事業の継続性の担保	2点
(2) 周辺環境に配慮した施設		
	公害防止基準（要監視基準値等）及び遵守計画	2点
	本組合の特長及び新ごみ焼却施設等の周辺環境と調和した景観デザイン	2点
	環境学習への取り組み	2点
(3) 経済的・効率的な施設		
	敷地内における収集車両動線と直接搬入車両動線、施設配置計画	6点
	施設内における機器配置及び作業動線計画、施設の長寿命化を見据えた設備・機器の維持管理計画	6点
	工程管理計画、工期遵守のための対策	2点
(4) エネルギーを有効利用する施設		
	発電効率、発電量の最大化計画	5点
	売電量の最大化計画	6点
(5) 災害に強い施設		
	災害廃棄物の受け入れに対する取り組み、建築物の構造計画	3点
	継続的な防災機能の保持に対する取り組み	2点
(6) 社会貢献、地域貢献		
	社会貢献、地元企業等の活用、資材調達への協力、運転員雇用等	3点
	地元貢献金額割合	5点

(2) 審査基準及び得点化方法

- ア 提案を求めている審査項目においては、表2に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。
- イ 各審査項目の得点については、各委員が個別に行った得点の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。
- ウ イの結果をもとに、各入札参加者の非価格要素の得点の合計を算定する。

表2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	配点×0.00

3 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。入札価格の確認のための開札は、非価格要素の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施する。

なお、入札価格が入札書比較価格を超えていない提案の場合は、入札価格の得点化を行うこととし、入札価格が入札書比較価格を超える場合、本組合は入札参加者を失格とする。

4 入札価格の定量化審査

(1) 入札価格の得点化方法

入札価格については、次の算定式により得点を付与する。得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

入札価格が定量化限度額以下の場合、当該入札参加者の入札価格の得点は40点満点とする。

なお、定量化限度額は、開札時に公表する。

入札価格の得点算定式	
○最低入札価格 > 定量化限度額 の場合	$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の得点} \end{array} \right) = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$
○最低入札価格 ≤ 定量化限度額 の場合	$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の得点 ※} \end{array} \right) = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}}$
※入札価格が定量化限度額以下の場合、当該入札参加者の入札価格の得点は40点満点とする。	

5 総合評価点の算定方法

「2 非価格要素の定量化審査」、「4 入札価格の定量化審査」により算定した得点を合計して、当該入札参加者の総合評価点を算定する。

総合評価点の算定式	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価点} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{非価格要素の得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の得点} \end{array} \right)$	

第4章 非価格要素の定量化審査における審査項目

委員会では、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、入札参加者の過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。